



分科会のご案内

- 全体会、分科会ともにライブ配信を行います。オンライン参加（ライブ配信）のURL等については、シンポジウム当日までに以下日弁連ウェブサイトに掲載します。
- 各会場の開場時刻は、開演の15分前です。 • 各分科会の会場（教室）は、当日ご案内します。

【日弁連ウェブサイト】

HOME>イベント>year>2024年>第23回弁護士業務改革シンポジウム
<https://www.nichibenren.or.jp/event/year/2024/240907.html>



第1分科会

リーガルテクノロジーは弁護士業務をどう変えるか

11:30～17:40 押川記念館 ホール（定員 来場約1,000人／ライブ配信500人）

社会では既に、生成系AIなど革新的な情報技術が応用的な実装段階に入っています。こうした情報技術を法律事務処理に応用する「リーガルテクノロジー」も、弁護士業務の効率化・高度化・専門化に有用なツールとして、現在、種々のサービスの開発が加速しています。

本分科会では、こうした、法律実務におけるAI等情報技術の導入に関する現状を把握し、将来の展望を見据えるため、最先端のリーガルテクノロジーについて、①AI等の先端情報技術等、②弁護士業務の業務支援、③法律・判例・文献等調査、④契約書等のレビュー・管理に分類し、サービスの種類や内容、メリットやデメリットの分析、弁護士業務への活用方法等につき、調査研究結果を報告します。

リーガルテクノロジーが弁護士業務をどう変えるか、本分科会に是非ご注目ください。

第2分科会

スポーツ事故補償のあり方について

12:50～17:40 講義棟内教室（定員（予定）来場約180人／ライブ配信500人）

スポーツ基本法では、スポーツ権がうたわれ(前文、2条1項)、国、地方公共団体及びスポーツ団体は、スポーツを行う者の心身の健康の保持増進を図り、スポーツ事故の防止・軽減等により安全の確保に努めること(2条4項、5条1項、14条)を規定しています。

しかし、スポーツ中の事故、とりわけ、プレイヤー間で重篤な傷害を負うような事故では、当事者間で解決がつかずに訴訟に発展し、長期にわたって対応せざるを得ず、当事者の経済的・精神的負担は大きなものとなっています。

スポーツ事故の補償の実態、保険・共済制度の現状、事故被災者の思い、海外の動向等を調査し、スポーツ事故において生じた損害をどのように分担すべきなのか、そのためにはどのような制度が必要なのか、事故の原因を踏まえて将来の事故予防にどのようにつなげていくのかを考えます。

第3分科会

多様化する【創業】支援 ～クライアントと共に事業に変革をもたらす～

11:20～16:10 講義棟内教室（定員（予定）来場約280人／ライブ配信500人）

近年、イノベーション促進や雇用創出に貢献するスタートアップ支援の充実が急務とされているだけでなく、多様な働き方の促進や地域活性化の観点からスモールビジネスとしての創業にも関心が高まっています。

このような創業の場面において、法的リスクの予防や対応に関する専門家である弁護士が重要な役割を担うことはいうまでもありません。

さらに、創業者の熱い想いを言語化し、対話と傾聴を通じて、創業段階の経営課題に共に取り組む姿勢で支援することにより、創業段階だけでなく、創業後の継続的な伴走支援にもつながり、また、中小企業への弁護士の関わりを深めることができます。

本分科会では、各弁護士会による創業支援の現状に関する調査結果を踏まえつつ、弁護士による創業支援の事例、伴走支援の在り方、実際の創業経験者や支援者の生の声を題材に、多様化する創業支援について考えます。

第4分科会

なってみっちゃ！自治体内弁護士 ―被災自治体の経験などを通じて

12:50～17:40 講義棟内教室（定員（予定）来場約180人／ライブ配信500人）

自治体による弁護士職員採用は次第に広がり、現在、170名を超える弁護士・法曹有資格者が自治体に常勤し、法務部門のみならず児童相談所、教育委員会等でも活躍しています。任期のない職員としての採用が増えるなど、任用形態も多様になっています。

仙台での開催となる本シンポジウムでは、東日本大震災後に弁護士職員採用が広がった被災自治体での経験や成果、自治体内弁護士を通じた行政と弁護士会との連携事例等を、採用側の自治体関係者も交えて振り返りつつ、復興期に限られない弁護士職員採用の意義や、弁護士にとっての魅力・やりがい、地元定着などのキャリア形成も含めて、情報発信します。

自治体の「内」でこそ取り組める課題、「内」から実現できる価値に目を向けて、ぜひ自治体に飛び込んで下さい！

第5分科会

我が国の司法アクセス推進のために弁護士費用保険と法律扶助との関係を考える — 北欧調査を踏まえて

11:20～14:20 講義棟内教室 (定員 (予定) 来場約180人/ライブ配信500人)

我が国における司法アクセスの重要な柱である弁護士費用保険の拡充・発展を目指して、2023年9月にフィンランドとスウェーデンに赴き、両国における訴訟費用保険及びそれと密接に関連する法律扶助との関係を調査しました。

両国では、訴訟費用保険と法律扶助が連携して国民の司法アクセスを高めています。フィンランドでは、法律扶助案件の弁護士費用が比較的低額に法定され、保険の重要性が増しており、現政権の公約でも、訴訟費用保険の発展が明言されました。スウェーデンでは、訴訟費用保険と法律扶助との適用上の優先関係をより強く打ち出すことで、保険の拡充を目指してきました。

この現地調査結果を踏まえて、我が国の司法アクセス推進のために弁護士費用保険の更なる可能性と課題を検討し、加えて、弁護士費用保険拡大と法律扶助との在り方についても様々な角度から考察します。

第6分科会

法律事務所のポテンシャル最大化!

～小規模・地方・スタートアップにおける法律事務職員との協働による弁護士の能力最大化～

14:40～17:40 講義棟内教室(定員(予定) 来場約180人/ライブ配信500人)

本分科会は、弁護士をサポートするのに欠かせない存在、法律事務職員にフォーカスを当てて、弁護士の能力を最大化するための手法や実例を調査・研究しています。

弁護士業は、弁護士の時間、能力をいかに効果的に発揮させるかが経営上の重要なポイントになります。法律事務所のポテンシャルを最大化するためには、事務職員との協働による弁護士の時間の確保・精神的負荷の軽減が大切です。そのために、どのように組織作りを行っていくべきか、採用から待遇、業務分担などについて研究した結果を発表します。

今回のシンポジウムでは、特に、スタートアップ事務所、小規模事務所、地方事務所に着目して、研究・発表したいと考えています。さらに、法律事務職員の活用につきまとう「非弁」に関しても、より具体的に検討していきたいと考えています。

第7分科会

企業コンプライアンスの実効性確保のための企業内弁護士の役割

11:20～14:20 講義棟内教室 (定員 (予定) 来場約180人/ライブ配信500人)

コンプライアンスの確保はプロフェッションたる企業内弁護士にとって、その最も重要な使命の一つです。

しかし、企業内弁護士は単なる「アドバイザー」ではなく、ましてや「評論家」でもありません。それは企業における執行組織に組み込まれた存在であり、したがって、その「結果」に責任を負っています。コンプライアンスについてもまたしかりで、単に「正しいことを主張した」では足りず、現実企業に法令を遵守させることが必要です。そのためには、企業内弁護士は企業の意思決定に対して影響力を持ち、これを適切に行使する必要があります。

企業において影響力を涵養することは容易ではありません。本分科会では、「結果を出す」という企業内弁護士の責務を確認し、その難しさを認識するとともに、企業内における影響力を涵養するための方法について、議論します。

第8分科会

民事信託を普段使いに — 民事信託の実践と注意点 — (会員限定)

14:40～17:40 講義棟内教室 (定員 (予定) 来場約280人/ライブ配信500人)

高齢者等の財産管理・承継等の方法の選択肢の一つとして民事信託が認知されつつあります。

しかし、弁護士が高齢者等の財産管理・承継等の相談を受けた際に、民事信託を選択肢の一つとして提案できるにもかかわらず、このことに気付かないことも珍しくありません。実際に、弁護士が民事信託の組成に関与することは、残念ながらまだまだ多いとはいえません。

そこで、高齢者等の財産管理・承継等の相談を受けた弁護士が、自信を持って民事信託を選択肢の一つとして提案し、民事信託の組成に関与できるようにするために、本分科会では、案件の相談から民事信託組成まで、民事信託組成から信託終了までの流れを解説します。そのなかで、信託契約書における具体的な契約条項例や実務上の疑問点を取り上げて、弁護士が民事信託業務を行う際の法的な問題やテクニカルな問題を議論します。

第9分科会

弁護士増員時代、小規模法律事務所の明るい展望を得るために (会員限定)

11:20～14:20 講義棟内教室 (定員 (予定) 来場約280人/ライブ配信500人)

弁護士人口の増加が続き、大手法律事務所は新人弁護士の採用により市場を拡大する一方、小規模法律事務所の経営は、弁護士間競争、市場の縮小など、あまり明るい展望が見えてきません。

しかし、小規模法律事務所も、小規模であること自体に固有の価値とメリットがあります。さらに弁護士自身も、旧来の弁護士特有の価値観、視点を大きく変えることで、明るい未来を描ける可能性があります。

本分科会は、コロナ禍の影響で売上げが減少したことを契機として、以後赤字経営になった事務所を題材に、小規模法律事務所が、どんな視点から、どのように自分の事務所を作り直し、どのような施策を進めたら良いか、未来が明るい弁護士業界になるためのシンポジウムを目指します。

第10分科会

中小企業の伴走者としての国際業務支援

— 今から始める! 国際業務をセールスポイントとするためのアプローチ — (会員限定)

14:40～17:40 講義棟内教室 (定員 (予定) 来場約180人/ライブ配信500人)

インターネットの普及等により取引の国際化が進む一方で、国内市場の縮小が見込まれる日本において、今後中小企業が成長していくためには、①売上げを伸ばすための市場開拓、②新商品の開発、③新分野への進出等が必要であり、将来を見据えている中小企業は海外市場に向けた活動を行っています。弁護士も、中小企業の成長を支援・伴走する専門家として、国際取引を含む中小企業の全般的な活動支援がこれまで以上に求められ、これに応えることによって企業と新たな関係を構築することも可能になります。

本分科会では、これまでの国際業務の経験の有無にかかわらず、弁護士が全国各地に存在するグローバルな事業展開をする企業を伴走支援していくために、弁護士及び各地の弁護士会が、各種中小企業支援機関と連携しながらどのようにしてこのニーズに応じて取り組むことができるかを探求します。